

熊本市立幼稚園規則の一部改正について

熊本市立幼稚園規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立幼稚園規則の一部を改正する規則

熊本市立幼稚園規則（平成11年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「35人」を「20人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

近年、1学級に特別な配慮を必要とする幼児が複数人在籍している状況があり、一人ひとりの発達の特性に応じた教育を行う支援体制の充実が求められている。

そこで、幼稚園教諭が園児一人ひとりと向き合う時間を拡充し、誰一人取り残すことなく、まなびに向かう力を育むため所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立幼稚園規則（教委規則第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（定員） 第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、20人以下とする。	（定員） 第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[熊本市立幼稚園規則\(昭和 30 年教委規則第 1 号\)](#)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 4 条の規定により熊本市が設置する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の規則を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 幼稚園には、園長、教諭その他必要な職員を置く。

(入園年齢)

第 3 条 幼稚園に入園することのできる者は、3 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。

(定員)

第 4 条 幼稚園の 1 学級の幼児数は、35 人以下とする。

(学年)

第 5 条 幼稚園の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(教育週数及び教育時間)

第 6 条 幼稚園の教育週数は毎学年 39 週を下ってはならないものとし、1 日の教育時間は 4 時間を標準とする。

(休業日)

第 7 条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

(4) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(5) 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

(6) 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

(7) その他園長において必要と認める日

(平 14 教委規則 8・平 16 教委規則 6・一部改正)

(臨時休業)

第 8 条 非常変災その他の急迫の事情があるときは、園長は、臨時に休業を行うことができる。この場合においては、その旨を速やかに熊本市教育委員会(以下「委員会」という)に報告しなければならない。

(振替保育)

第 9 条 保育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、園長は、あらかじめ委員会に届け出て保育日と休業日を振り替えることができる。

(入園手続及び許可)

第 10 条 保護者は、幼児を入園させるときは、入園願書を園長に提出しなければならない。

2 園長は、選考の上、入園を許可するものとする。

(平 14 教委規則 13・平 30 教委規則 9・一部改正)

(退園及び休園)

第 11 条 保護者は、幼児を退園させ、又は休園させるときは、園長に届け出なければならない。

(除籍)

第 12 条 園長は、無届欠席が 1 月以上に及ぶときは、当該幼児を除籍することができる。

(修了)

第 13 条 園長は、幼児が幼稚園の教育課程を修了したときは、修了証書を授与する。

(平 30 教委規則 9・一部改正)

(保育料)

第 14 条 保育料の徴収及び減免については、[熊本市立幼稚園条例\(昭和 39 年条例第 39 号\)](#)の定めるところによる。

(ことばの教室)

第 15 条 委員会は、必要があると認めるときは、ことばの発達の遅れ等を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うことばの教室を、幼稚園に置くことができる。

2 [前項](#)に規定することばの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。  
(平 19 教委規則 1・一部改正)

(あゆみの教室)

第 16 条 委員会は、必要があると認めるときは、行動及び情緒等に課題を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うあゆみの教室を、幼稚園に置くことができる。

2 [前項](#)に規定するあゆみの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。  
(平 30 教委規則 9・追加)

(書類の様式等)

第 17 条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。

2 [前項の様式](#)のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平 30 教委規則 9・追加)

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の運営に関し必要な事項は、園長が定める。  
(平 30 教委規則 9・旧第 16 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年度中の 4 歳児及び 5 歳児の学級に係る定員並びに平成 12 年度中の 5 歳児の学級に係る定員に対する[第 4 条](#)の規定の適用については、[同条](#)中「35 人以下」とあるのは、「40 人以下」とする。

(下益城郡城南町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡城南町の編入の日前に、旧城南町立隈庄幼稚園の管理及び運営に関する規則(昭和 51 年教委規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 22 教委規則 6・追加)

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 26 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 30 日教委規則第 9 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条を第 18 条とし、第 15 条の次に 2 条を加える改正規定(第 16 条を加える部分に限る。)は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

## (4) 学級定員の見直し【新規】

4・5歳児の学級定員を20〜25人程度に見直し、一人ひとりの実態に即した柔軟な指導を実現します

現在、市立幼稚園においては、3歳児の学級定員を20人（一新幼稚園においては18人）、4・5歳児の学級定員を35人とし、幼稚園教育要領に基づいた教育課程に取り組んでいます。

近年は、1学級に特別な配慮を必要とする幼児が複数人在籍している状況もある中で、一人ひとりの発達の特性に応じた教育を行うために、支援体制の充実が求められています。

そこで、幼稚園教諭が園児一人ひとりと向き合う時間を拡充し、誰一人取り残すことなく、まなびに向かう力を育むために、市立幼稚園における4・5歳児の学級定員を35人から20〜25人程度に見直し、子どもたちの育ちや実態に即したきめ細かくて柔軟な指導を実現していきます。

加えて、幼児の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなることから、適切な集団規模の実現に取り組みます。

取組内容
①学級定員の見直し

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①学級定員の見直し	検討	見直し			